

茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画（改定素案）



パブリックコメントの募集期間

（本案件について皆さまのご意見を募集します。）

令和8年1月28日（水）～ 同年2月27日（金）



案件のポイント

新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等への総合的な対応を位置付けたものとして、国、県、市町村のそれぞれで策定されています。

本市も平成27年度に計画を策定し、29年度に保健所政令市になったことに伴い、必要な改定を実施しました。

新型コロナウイルス感染症対応を経て、全国的に感染症に対する事前対応の必要性等が顕在化したことを踏まえ、令和6年度に国、神奈川県の計画が全面的に改定されました。この度、国や神奈川県の計画と整合を図りつつ、本市の行動計画を改定するものです。

本計画の内容は、コロナ禍の教訓を生かし、体制整備や訓練等の平時からの準備を充実させるとともに、幅広い感染症に対応しつつ、柔軟かつ機動的な対策の切り替えが可能となるよう整理しています。また、従前6項目だった対策項目について、13の項目に拡充し、それぞれ準備期・初動期・対応期に時期区分を分け、取組を示しています。

今回の改定では、新型インフルエンザ等対策に関する本市の総合的な取り組みとして、特に市民の方々等への情報提供・共有、リスクコミュニケーションについて項目を拡充するとともに、感染拡大防止対策と市民生活・経済のバランスをとるべく取組を整理しています。

パブリックコメントとは、市が計画等を策定する際にその内容を公表し、茅ヶ崎市民、寒川町民の皆さまから寄せられたご意見等を考慮して計画等の決定をしていくものです。

※ 本案件は、地方自治法第252条の14の規定により、神奈川県より、同県が所管する寒川町域に係る保健所業務に関する事務の管理及び執行を茅ヶ崎市が受託したことにより、寒川町域においてもパブリックコメントを実施しております。

茅ヶ崎市

お問い合わせ： 保健所 保健企画課 保健企画担当

電話：0467-38-3313（直通）



茅ヶ崎市
新型インフルエンザ等対策行動計画
(改定素案 概要版)

1. 計画の性格

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により、政府・県計画と整合を図りながら市が作成する計画
- 茅ヶ崎市の区域（保健所業務に関しては寒川町域も含む）に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置などを示す

2. 計画の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命、健康を保護
- 市民生活・経済に及ぼす影響の最小化

3. 計画期間

- 政府計画が概ね6年ごとに改定の必要な検討を行うと規定されており、県計画・市計画もそれに基づき対応

4. 計画の対象区域

- 茅ヶ崎市（保健所業務に関しては寒川町域含む）

5. 計画の対象となる感染症

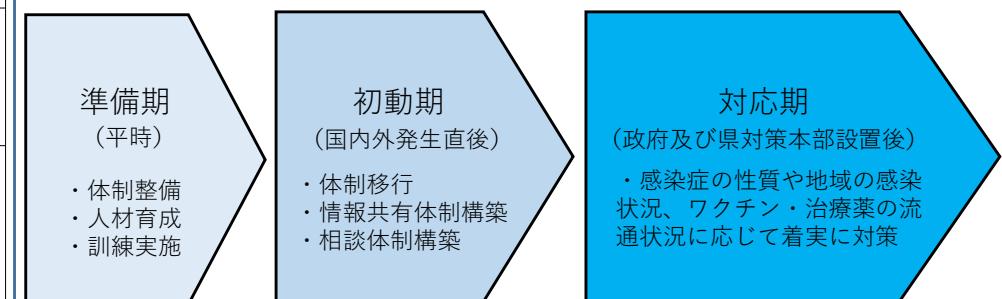
新型インフルエンザ等感染症	インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人に伝染する能力を持ったもの。かつて世界的に流行したが、その後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	現在感染症法で位置付けられていない感染症で、1類から3類、新型インフルエンザ等感染症と同様の措置を講ずる必要があるもの
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、り患した場合症状が重篤であり、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

6. 改定の経緯・ポイント

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ政府・県計画が全面改定されたことに伴い、市計画も全面改定を実施

- 対象とする疾患を新型インフルエンザ等感染症だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症も想定
- 検査、保健等の対策項目を拡充し、取組を準備期・初動期・対応期の3期に分けて記載。事前対応型で取り組んでいくため準備期の取組を充実
- 長期化も見据えて、感染拡大の複数の波への対応、ワクチンや治療薬の普及に応じた機動的な対応についても明確化
- コロナ対応の経験や保健所管内である寒川町域もカバーした対応を計画に反映

7. 対策の時期区分



8. 計画の構成

P2

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

第1章 特別措置法の意義

- ・感染症危機を取り巻く状況
- ・特別措置法の制定

第2章 行動計画の策定と感染症危機対応

- ・行動計画の作成
- ・新型コロナウイルス感染症対応の経験
- ・行動計画改定の目的

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

- ・対策の目的及び基本的な戦略
- ・対策の基本的考え方
- ・様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ
- ・対策実施上の留意事項
- ・対策推進のための役割分担

第2章 対策項目と横断的視点

第3章 行動計画の実効性を確保するための取組等

- ・市がJIHS等との連携により果たす役割
- ・行動計画等の実効性確保

第3部 各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

第2章 情報収集・分析

第3章 サーベイランス

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第5章 水際対策

第6章 まん延防止

第7章 ワクチン

第8章 医療

第9章 治療薬・治療法

第10章 検査

第11章 保健

第12章 物資

第13章 市民生活・経済の安定の確保

9.各対策項目の概要 ①実施体制

P3

【市行動計画のポイント】

- ✓ 有事の際に機能する指揮命令系統や庁内外の連携体制、業務や人員の調整、訓練等を実施
- ✓ 有事の際には、準備期における検討等に基づき、庁内外の実施体制を強化し、迅速に対策を実施
- ✓ 感染症のまん延状況等に応じて、実施体制を柔軟に見直し

準備期	初動期	対応期
<p>○体制整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県と定期的に情報共有を行う等、平時から緊密に連携し、新型インフルエンザ等の発生時に迅速に対応できるよう体制を整備 <p>○実践的な訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関をはじめとした関係機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施 <p>○関係機関等との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関等と情報交換をはじめとした連携体制を構築 ・ 県感染症対策協議会等に参加し、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議 	<p>○発生が確認された場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県の動向に合わせて、対策本部の設置を検討するなど、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備 ・ 必要に応じて人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を準備 	<p>○対策の実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県衛生研究所と連携し、地域の感染状況を把握する体制を整備し、収集した情報及びリスク評価を踏まえた適切な新型インフルエンザ等対策を実施 <p>○緊急事態措置の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言がなされた場合、直ちに市対策本部を設置 ・ 市内に係る緊急事態措置を実施する必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を実施 <p>○特措法によらない時期の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止

9.各対策項目の概要 ②情報収集・分析

P4

【市行動計画のポイント】

- ✓ 平時から、関係機関との連携をはじめ、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備
- ✓ 有事の際は、早期から新たな感染症に関する情報の確認や意思決定のための情報収集・分析を実施
- ✓ 収集した内容や分析結果等について、個人情報やプライバシーに配慮しつつ、市民に効果的に情報を提供

準備期	初動期	対応期
<p>○実施体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時より、国内外からの情報を収集する体制を整備 ・ 国や県、関係機関との連携体制を構築 ・ 収集すべき情報の整理等の準備を実施 <p>○訓練の実施や人員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集の実施体制の運用状況を訓練等により確認 ・ 平時より、情報収集や分析に必要な人員の育成や確保を進める 	<p>○実施体制への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合、速やかに当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立 ・ リスク評価を踏まえて、必要な感染症対応の体制に移行 <p>○情報収集・分析等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携し、必要な収集・分析を行うため、調査の体制等を強化し、継続的にリスク評価を実施 	<p>○実施体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的に迅速な情報収集、分析及びリスク評価を実施できるよう体制を強化 ・ 感染症の特性や状況の変化、政策上の意思決定及び実務上の判断の必要性に応じ、情報収集・分析の方法や実施体制を柔軟に見直し <p>○リスク評価に応じた対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関と連携して、リスク評価に基づく感染症対策を迅速に実施 ・ 必要に応じて、柔軟に対策の切替えや見直しを実施 <p>○情報や対策の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報収集から得られた情報を市民等にわかりやすく共有

9.各対策項目の概要 ③サーベイランス

P5

【市行動計画のポイント】

- ✓ 関係機関との連携強化を含むサーベイランス体制を構築するとともに、平時から感染症サーベイランスを実施
- ✓ 対象とする感染症の発生時には、有事の感染症サーベイランス及びリスク評価を実施し、柔軟かつ機動的に対策を見直し

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○実施体制の構築や人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から感染症の発生動向等を把握できるよう、関係機関等との体制を整備 ・ 国や県、関係機関等と連携し、訓練や研修等を通じて感染症サーベイランスに関する人材を育成 ○平時に行うサーベイランス <ul style="list-style-type: none"> ・ 季節性インフルエンザ等について、患者の発生動向等から市内の流行状況を把握 ○DXの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生届等の提出について、電磁的方法による提出を促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○実施体制への移行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期段階のリスク評価に基づき、必要に応じて有事の感染症サーベイランスの実施体制へ移行 ○リスク評価に基づく感染症対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県、関係機関等と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づいた、感染症対策の迅速な判断及び実施 ○情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県、関係機関等と連携し、市内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、市民等へ迅速に提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ○実施体制の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等に関する情報を迅速に収集し、感染症の発生状況に応じて感染症サーベイランスの実施体制や実施方法の見直し ○リスク評価に基づく感染症対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県、関係機関等と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づいた、感染症対策の迅速な判断及び実施 ・ 流行状況やリスク評価に基づいた感染症対策の柔軟かつ機動的な切替え ○情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策の強化又は緩和する際は、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて市民等にわかりやすく情報を提供・共有

9.各対策項目の概要 ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

P6

【市行動計画のポイント】

- ✓ 平時から様々な場面で感染症に関する基礎的な知識や感染症対策に関する内容の周知啓発に取り組み、市民の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報発信に対する認知度・信頼度を高める
- ✓ 有事の際は、様々な媒体を用いて、国や県からの情報や最新の科学的根拠に基づく正確な情報を迅速かつわかりやすく提供

準備期	初動期	対応期
<p>○平時からの情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症に関する基本的な知識や感染対策等について受け手に合わせたわかりやすい情報提供を実施 ・ 情報源として、市からの発信の認知度や信頼度を向上 <p>○有事に向けた体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、こども、外国人等に対し、必要な配慮をし、情報提供・共有する媒体や方法を整理 ・ 双方向のコミュニケーションが可能になるような体制を検討 <p>○寒川町との連携体制の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有事の際に必要な情報共有の方法やルール等を整理 	<p>○迅速かつ一体的な情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 準備期に整理した方法等を踏まえ、様々な情報媒体を活用し、迅速かつ一体的に情報提供を実施 ・ 個人の感染対策が感染拡大防止に大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を実施 <p>○双方向のリスクコミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNSの動向やコールセンターに寄せられた意見の把握等を通して、受け手の関心やニーズを把握 ・ 市民の関心事項等を全庁で共有し、必要な情報提供を関係部局で実施 <p>○偏見や誤情報等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者やその家族、医療従事者やその家族、医療機関等に対する偏見・差別等は許されない旨を啓発 ・ 誤情報の拡散状況等を踏まえて必要な情報提供を実施 	<p>○継続的な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初動期に引き続き、必要な情報提供を実施 ・ 国から示される公表基準等を踏まえ、プライバシーの保護等にも留意 <p>○リスク評価に基づく方針決定・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、感染症対策の根拠を丁寧に説明 ・ 感染拡大防止措置を見直す場合は、従前からの変更点や変更理由等を含め、わかりやすく説明 ・ 影響が大きい年齢層に対し、重点的に可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを実施

9.各対策項目の概要 ⑤水際対策

P7

【市行動計画のポイント】

- ✓ 平時から、検疫所との連携体制を確認するとともに、必要に応じて検疫所の有事体制の整備に協力
- ✓ 有事の際は、検疫所が実施する水際対策に連携・協力し、健康監視を実施

準備期	初動期	対応期
<p>○検疫所との連携</p> <ul style="list-style-type: none">・ 検疫所が有事の際の体制構築を図る際、必要な連携を図るとともに、平時から検疫所との連絡体制を確認	<p>○検疫所との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国の方針に基づき、検疫所との連携を強化・ 必要に応じて、居宅等待機者等に対して、健康監視を実施	<p>○継続的な連携</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水際対策のため、検疫所との連携を継続・ 引き続き、居宅等待機者等に対して健康監視を実施・ 健康監視について市の業務がひっ迫する場面においては、感染症法の規定により国に対応を要請

9.各対策項目の概要 ⑥まん延防止

P8

【市行動計画のポイント】

- ✓ 平時からまん延防止対策の必要性について、市民や事業者等の理解を促進
- ✓ 有事には、社会経済活動への影響も十分考慮して、まん延防止対策を講じ、医療のひっ迫の回避や市民の生命・健康を保護
- ✓ 基礎自治体として、地域の病院や高齢者施設、学校、保育施設等にも感染対策を促す

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">○市民等の理解や準備の促進<ul style="list-style-type: none">・マスクの着用や手洗い、人混みを避ける等、基本的な感染症対策を普及・有事の際、感染が疑われる場合には、相談センターに連絡することや基本的な感染症対策が必要なことの理解を促進	<ul style="list-style-type: none">○市内でのまん延防止対策の準備<ul style="list-style-type: none">・患者の発生に備えて所定の対応の流れを確認・国の要請を受けて、業務継続計画に基づく対応を準備	<ul style="list-style-type: none">○まん延防止対策の実施<ul style="list-style-type: none">・感染症の特性やまん延の状況、免疫の獲得状況に応じて、患者対応等の適切な措置を実施・市民生活や社会経済活動への影響にも配慮○事業者や学校等への要請・情報提供<ul style="list-style-type: none">・国の要請を受けて市内の病院や高齢者施設等の感染症対策を強化・学校や保育施設等に感染防止に係る情報を提供

9.各対策項目の概要 ⑦ワクチン

P9

【市行動計画のポイント】

- ✓ 平時から、医療関係団体等と連携してワクチンの接種体制を構築するとともに、ワクチンについての正しい情報提供により、市民の理解を促進
- ✓ 有事の際は、ワクチンの供給に合わせて速やかに接種体制に移行し、状況に合わせて供給量の調整や接種体制を見直し

準備期	初動期	対応期
<p>○ワクチンの供給体制の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチンの円滑な接種に向け、配送事業者や医療機関への分配方法、ワクチンの保管場所等について整理 <p>○接種体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種に必要な人員、会場、資材等の接種体制の構築に必要な事項の整理 ・国の要請を踏まえ、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに特定接種が実施できるよう、体制を構築 ・市民等に対し、速やかに接種が実施できるよう関係機関等と協力し、医療従事者等の体制や、接種の場所等、接種の具体的な実施方法について準備 <p>○情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期接種の実施主体として適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済について、市民にわかりやすく情報提供 	<p>○接種体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種が円滑に行われるよう、関係機関と協力して、接種会場や医療従事者を確保するなど、接種体制を構築 ・地域の実情に応じて、医療関係団体、近隣市町、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議 ・臨時の接種会場等の開設が必要となる場合に向け、必要に応じて準備 	<p>○接種体制の構築及び拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動期に構築した接種体制に基づき接種を実施 ・地域の感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の開設時間の延長等を検討 <p>○情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応、健康被害救済申請の方法等）や、国及び県が情報提供・共有する予防接種に係る情報を市民等へ周知・共有

9.各対策項目の概要 ⑧医療

P10

【市行動計画のポイント】

- ✓ 平時から感染症予防計画等に基づき、関係団体と連携しつつ、有事に医療の提供を継続するための医療提供体制を確保
- ✓ 有事の際には、感染が疑われる者を適切に受診つなげるため、相談センターを速やかに設置し、状況に応じて柔軟に運営

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">○医療提供体制の整備<ul style="list-style-type: none">・ 県と役割分担を整理し、医療提供体制を構築・ 有事に有症状者等に対する相談センターを早期に設置できるよう準備○予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備<ul style="list-style-type: none">・ 県は、県の予防計画等に基づき、地域の医療機関と協定等を締結することにより、医療提供体制を構築・ 市は、市内の体制が確保されるよう県の取組と連携・ 宿泊療養施設の確保のため、県が協定を締結した事業者と運営方法等を確認○研修や訓練による人材育成等<ul style="list-style-type: none">・ 関係機関と連携して、感染症専門人材を育成・ 国や県から医療に係る指針が出された場合は、医療機関に周知	<ul style="list-style-type: none">○医療提供体制の確保等<ul style="list-style-type: none">・ 国の要請を受け、医療提供につながる検査体制を速やかに整備・ 医療関係団体と地域の感染状況や医療提供体制を確認し、対策等を検討○相談センターの整備<ul style="list-style-type: none">・ 国の要請を踏まえて、有症状者等を対応する相談センターを整備し、市民等に周知・ 感染症に係る一般的な相談を受ける窓口を設置する等、相談センターの負担を軽減	<ul style="list-style-type: none">○感染状況に応じた対応の実施<ul style="list-style-type: none">・ 流行初期には、準備期に整理した役割分担に基づき、医療機関と適切に連携しながら対策を実施、感染状況に応じて市は、相談センターを拡充・ 流行初期以降は、引き続き医療提供体制を維持するとともに、感染症の特性に応じてパルスオキシメーター等を活用

【市行動計画のポイント】

- ✓ 平時から、治療薬や治療法の研究・開発に保健所設置市として必要な協力を行う
- ✓ 有事の際は、国や県、医療関係団体等と連携しつつ、治療薬の適正な流通や使用を調整

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">○治療薬・治療法の研究開発の推進<ul style="list-style-type: none">・国がJIHSや大学等の研究機関と連携して、研究開発の人材育成を進めるにあたり、必要に応じて協力	<ul style="list-style-type: none">○治療薬の適正な流通と使用<ul style="list-style-type: none">・国や県と連携して、医療機関や薬局に対して、治療薬等の適正な利用を推進。買い込み等の抑制を図る○抗インフルエンザウイルス薬の使用<ul style="list-style-type: none">・新型インフルエンザの場合は、国の要請を踏まえ、医療機関に必要な者に対する予防投与を実施するよう要請	<ul style="list-style-type: none">○抗インフルエンザウイルス薬の使用等<ul style="list-style-type: none">・地域の感染が拡大した場合は、患者の治療を優先し、濃厚接触者への予防投与は原則見合わせ○重点的な対策<ul style="list-style-type: none">・地域の感染状況等や国の方針を考慮し、重症化リスクの高い特定のグループに対し、必要な対策を実施○リスクの増加を想定した取組<ul style="list-style-type: none">・治療薬の不足や他の感染症の同時流行等によりリスクが増大することも想定し、引き続き情報収集を実施

9.各対策項目の概要 ⑩検査

P12

【市行動計画のポイント】

- ✓ 平時から、国や県、県衛生研究所と連携し、有事の際の検査体制を構築
- ✓ 有事の際は、感染症の発生当初から検査体制を確実に確保
- ✓ 国の方針や病原体の症状、検査の特性等を踏まえ、実施体制を柔軟に見直し

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">○検査体制の整備<ul style="list-style-type: none">・ 予防計画に基づき、県衛生研究所等と連携して有事の検査体制を整備・ 検査に必要な備品等の備蓄や確保を実施○訓練等による検査体制の維持・強化<ul style="list-style-type: none">・ 訓練等により関係機関との連携体制を確認○検査研究等への協力<ul style="list-style-type: none">・ 今後の感染症対策に不可欠である国及びJIHSが主導する検査診断技術の研究開発に協力	<ul style="list-style-type: none">○検査体制の整備<ul style="list-style-type: none">・ 対応期に向け、予防計画に基づく地域の検査体制の確保状況等を確認し、県に報告・ 国からの情報や地域の感染状況等を踏まえ、必要な検査の実施方針を判断○検査実施方針等の周知<ul style="list-style-type: none">・ 検査の目的や体制を含む検査実施の方針等に関する情報を市民等に周知	<ul style="list-style-type: none">○検査体制の拡充<ul style="list-style-type: none">・ 引き続き地域の検査体制を確認し、必要に応じて検査体制を拡充○検査実施方針の決定・見直し<ul style="list-style-type: none">・ 流行状況や医療提供体制を考慮しつつ、県衛生研究所と連携しながら、検査実施の方針を段階的に見直し・ 見直し結果等をわかりやすく市民に情報提供

9.各対策項目の概要 ⑪保健

P13

【市行動計画のポイント】

- ✓ 平時から有事に向けた人材確保や育成、業務継続計画の策定、訓練等を通して、保健所体制の強化を図る
- ✓ 有事の際は、感染症予防計画や健康危機対処計画（感染症編）等に基づき、体制を移行し、患者対応や市民への情報提供を確実に実施

準備期	初動期	対応期
<p>○体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所における業務継続計画の作成や保健所内の有事体制を整備 ・ 平時から想定される業務に対応するための訓練等を実施 <p>○人材の確保・育成等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防計画等に基づき、保健所における有事体制の構築に必要な人員を確保 ・ 人員のリストや業務分担を整理するなど、支援体制を構築 ・ 有事体制を構築する応援職員や専門職等に研修を実施 <p>○市民への情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から、市民に感染症に係る基礎知識や発生時にとるべき行動を周知 ・ 有事に速やかに感染症情報を発信できる体制を構築 	<p>○有事体制への移行準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の特性や国の要請等を踏まえ、人員の確保や物資、資材の調達を進める ・ 県衛生研究所と連携し、検査体制の整備に備える <p>○市民への情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の要請により相談センターを整備 ・ HP等の媒体を活用した情報提供を開始し、リスク情報や対策の意義等を説明 <p>○患者等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国による発生の公表前に疑似症者が発生した場合は、積極的疫学調査や検体採取を実施、まん延の防止に取り組む 	<p>○有事体制の移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遅滞なく保健所の感染症有事体制に移行 ・ 県衛生研究所と連携し、検査体制を速やかに整備 <p>○各業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 状況に応じて適宜見直しを行ながら、相談対応や検査、サーベイランス、積極的疫学調査等を実施 ・ 寒川町域の健康観察等は必要に応じて、寒川町と連携しながら実施体制を構築 <p>○市民への情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時にとるべき行動等の感染症対策について、市民等の理解を深めるため、様々な媒体を通して丁寧な情報提供・共有を実施

9.各対策項目の概要 ⑫物資

P14

【市行動計画のポイント】

- ✓ 計画に基づく取組に必要な物資等を備蓄
- ✓ 有事の際は、必要な取組を継続するため、適宜備蓄状況を確認

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">○感染症対策物資等の備蓄<ul style="list-style-type: none">・市計画に位置付けた対策の実施に必要な備品を備蓄・発生時に感染者に接触する可能性のある搬送従事者のための個人防護具を備蓄	<ul style="list-style-type: none">○備蓄状況等の確認<ul style="list-style-type: none">・感染症の特性を踏まえ、必要な物資の備蓄状況を確認	<ul style="list-style-type: none">○備蓄状況等の確認<ul style="list-style-type: none">・感染症の特性を踏まえ、引き続き必要な物資の備蓄状況を確認し、対策に合わせて見直しや補充を行う

9.各対策項目の概要 ⑬市民生活・経済の安定の確保

P15

【市行動計画のポイント】

- ✓ 平時から、庁内外の情報共有体制や、市民等への支援体制等について整備を進める
- ✓ 市民や事業者に対して、必要な準備を勧奨するとともに、有事の際には、適切な行動を呼びかける
- ✓ 火葬体制について感染状況に応じた体制を構築

準備期	初動期	対応期
<p>○情報共有体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国や県、関係機関、庁内における情報共有体制を整備 <p>○支援の実施に係る仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有事の際の支援の実施に係る行政手続きや支援、給付の仕組みについてDXを推進、受け手に合わせた適切な仕組みを整備 <p>○事業者等への平時からの備えの勧奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者にテレワークやオンライン会議等、感染症のまん延時に有効な働き方の導入を促進 <p>○火葬体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の火葬体制を踏まえ、市内における火葬が適切に実施できるよう調整 	<p>○事業者等に対する備えの呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者に対し、感染拡大防止に必要な対策等の準備を促進 ・ 市民等に対して、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛け <p>○遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、遺体の一時安置場所の確保を準備 	<p>○市民生活の安定の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛け、価格等の安定を図る ・ 感染症対策を講じることにより、市民等の心身の影響を考慮し、メンタルヘルス等の必要な施策を講ずる ・ 支援を要する者や教育、学びの継続のための施策を実施 <p>○埋葬・火葬の特例等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国からの要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働。死亡者が増加している場合は、一時的な遺体安置場所を確保 <p>○事業者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 影響を受けた事業者の支援のため、必要な財政措置等を実施